**ふるさと納税の使い道**

**全国から応援いただいています！**

　全国の皆さんからいただいた「ふるさと納税」は、皆さんが日常で使う公共施設や、サービスで活用しています。

　そもそも、ふるさと納税とはどんなものか、また、詳しい使い道、大崎市ならではの返礼品を紹介します。

問い合わせ　政策課行政改革担当　電話23-2129

**全国から約5億5,900万円の寄附！**

■ふるさと納税制度とは

　ふるさと納税制度は、「ふるさとに貢献したい」「自分と関わりの深い地域を応援したい」、といった気持ちをカタチにする仕組みで、個人や企業が自治体に寄附できる制度です。

　寄附先は出身地に限らず、総務大臣の指定を受けた全国の都道府県、市区町村から自由に選択することができます。

　ふるさと納税は一般的な金品の寄附とは違い、寄附をした人、寄附を受けた自治体、互いに多くのメリットがあることでも注目されています。

　また、寄附金の使い道を、寄附をした人が自ら選択できるため、応援したいプロジェクトなどを特定しやすく、自治体の活用状況が見えやすいのも特徴です。

■大崎市の現状

市では、「世界農業遺産の資源を保全するための事業」や、「未来を担う人材育成のための事業」など、使い道として５つのメニューを設けています。

　令和元年度（平成31年4月1日から令和元年12月末）は、全国から約3万4０００件、総額で5億5９００万円を超える多額の寄附をいただきました。

　また、そのうちの約７４００件、約1億１７００万円は、令和元年台風第19号被害からの復旧・復興のための支援として寄附いただきました。

　全国の皆さんからいただいたふるさと納税は、指定された使い道に沿って有効活用しています。

■自治体

▲寄附金をさまざまな事業に活用できる！（財源確保）

▲大崎市や特産品を市外にPRできる！

▲返礼品の贈呈により、地元経済の活性化につながる！

■寄附者

▲所得税の還付や、住民税の控除が受けられる！（税金が減額される！）

▲寄附金の使い道を選択できる！

▲寄附のお礼として、寄附した自治体の特産品（返礼品）を受け取ることができる！

**平成30年度中にいただいたふるさと納税を使って、令和元年度中に行った事業の一部を紹介！**

世界農業遺産の資源を保全するための事業 → 590万円

▲普及啓発パンフレットの作成

▲世界農業遺産の保全を分かりやすく書いた副読本の作成

未来を担う人材育成のための事業 → 1億2,650万円

▲「有備館の森公園」の複合遊具を入れ替え

▲各基幹公民館の図書室などに図書を購入

▲子育て支援拠点施設 わいわいキッズ大崎の備品を購入

▲西古川児童遊園の複合遊具を入れ替え

安全・安心に暮らすための事業 → 1,280万円

▲災害時用備蓄品を購入

▲オニコウベデイサービスセンター温泉給湯管を修繕

▲ため池の転落防止用防護柵を設置

活力あふれる大崎市をつくるための事業 → 4,520万円

▲ラジオ情報番組「DateFM オオサキユノラジ」作成

▲「加護坊さくらの湯」施設の空調設備を改修

▲「旧有備館および庭園」や大崎市の観光PRのための専用ウェブサイトの作成（令和2年4月公開予定）

▲「道の駅三本木やまなみ」の設備を更新

▲「松山御本丸公園」遊歩道の防護柵を設置

※ふるさと納税を活用した事業を抜粋しています。

**高校生のアイデアから返礼品が生まれました！**

　平成30年12月23日に行われた「高校生タウンミーティング」（市内の高等学校に通う生徒が、大崎市の未来についてテーマを決めて話し合うイベント）で、市内の高校生から出された「稲刈り体験＋お米のプレゼントをふるさと納税の返礼品にして、もっと大崎の米をPRしたい」とのアイデアを、大崎市・みやぎ大崎観光公社・JA古川の三者協力により実現しました。

**大崎市の返礼品**

・「田んぼのオーナー制度」はじめました

　ふるさと納税の返礼品として、新ブランド米『ささ結』を生産する田んぼのオーナーになっていただく「田んぼのオーナー制度」をはじめました。

　オーナーは、5月から10月までの半年間、田んぼの生育状況などをチェックでき、10月から翌4月までに計4回、その田んぼで収穫した『ささ結』が受け取れ、生きもの調査にも参加することができます。

写真1「旧有備館および庭園」専用ウェブサイトの公開イメージ（令和2年4月公開予定）

写真2わいわいキッズ大崎の備品

写真3世界農業遺産 副読本の表紙。市内の小学校に配布予定です。